

業務仕様書

目 次

第1 体育施設関係	- 2 -
1 業務の基準・水準	- 2 -
<u>電機工作物点検保安業務仕様書(業務仕様書①)</u>	- 5 -
<u>消防用設備等保守点検業務仕様書(業務仕様書②)</u>	- 8 -
<u>定期清掃業務仕様書(業務仕様書③)</u>	- 10 -
<u>機械警備業務仕様書(業務仕様書④)</u>	- 12 -
<u>恩田運動公園野球場グラウンド管理業務に関する仕様書(業務仕様書⑤)</u>	- 14 -
<u>恩田運動公園野球場場内放送/ITV設備保守点検業務仕様書(業務仕様書⑥)</u>	- 16 -
<u>恩田運動公園野球場スコアボード保守点検業務委託仕様書(業務仕様書⑦)</u>	- 18 -
<u>恩田運動公園野球場ナイター照明制御設備保守点検業務仕様書(業務仕様書⑧)</u> ..	- 20 -
<u>恩田運動公園陸上競技場フィールド維持管理業務仕様書(業務仕様書⑨)</u> ..	- 22 -
第2 都市公園関係	- 24 -
1 <u>管理業務基本方針</u>	- 24 -
2 <u>業務内容</u>	- 24 -

第1 体育施設関係

1 業務の基準・水準

各施設の特記事項ならびに施設特有の業務を記しています。

また、各施設の使用許可物件については、「令和4年度行政財産使用許可一覧」を参照してください。

俵田翁記念体育館

(1) 特記事項

(ア) 避難場所

本施設は、恩田地区の避難場所になっております。災害発生時は、避難場所としての利用を優先することとなります。

(イ) 各種選挙事務への協力

本施設は、選挙時、投票所及び開票所として使用されます。投票日前日、当日、翌日の3日間については、施設の利用はできません。また、投票日当日は、開票作業が深夜までかかる場合があります。

(ウ) 事務所等の占用場所

- ア 2階スポーツ振興課事務所・倉庫
- イ 2階体育協会役員室
- ウ 3階スポーツ振興課倉庫
- エ 3階選挙管理委員会倉庫
- オ ステージ下選挙管理委員会倉庫

(エ) 太陽光発電設備

屋根に定格出力 40kW の太陽光発電設備を設置しています。

(オ) プロスポーツチーム等への協力

本施設は、Bリーグプロバスケットボールチーム「山口ペイトリオッツ」及び宇部女子フットサルクラブ「MINERVA UBE(ミネルバ宇部)」の公式戦ホームゲーム及び練習会場として使用されます。

本市のプロスポーツによるまちづくりを推進するため、著しく公平性を欠くことのない範囲内で会場の優先予約を許可することとします。

また、公式戦が開催される日程においては、準備日程も含め、警備に伴う物品・備品等の無償貸出や園内の駐車場計画及び運営について協力してください。

(カ)現在の契約電力は365kW

(2) 施設特有の業務

(ア)地下室ポンプ点検保守業務

週に1度以上地下室ポンプの作動点検及び報告を行ってください。また、停電時の自家発電機への接続作業も含まれます。

(イ)電気工作物点検保安業務(業務仕様書①参照)

(ウ)消防用設備等保守点検業務(業務仕様書②参照)

(エ)定期清掃業務(業務仕様書③参照)

(オ)機械警備業務(業務仕様書④参照)

恩田運動公園野球場

(1) 特記事項

(ア)予約・申請・支払場所

対象施設:西部体育館対象施設及び中央公園テニスコート以外の施設

(イ)現在の契約電力は288kW

(2) 施設特有の業務

(ア)観客席スタンド清掃業務

観客席スタンド部分は野球場1、2階の屋根を兼ねており、堆積した砂は排水口を塞ぎ雨漏りの原因となるため、随時堆積砂の除去・排水口の清掃を行ってください。

(イ)電気工作物点検保安業務(業務仕様書①参照)

(ウ)消防用設備等保守点検業務(業務仕様書②参照)

(エ)定期清掃業務(業務仕様書③参照)

(オ)機械警備業務(業務仕様書④参照)

(カ)グラウンド管理業務(業務仕様書⑤参照)

(キ)場内放送/ITV設備保守点検業務(業務仕様書⑥参照)

(ク)スコアボード保守点検業務(業務仕様書⑦参照)

(ケ)照明制御設備保守点検業務(業務仕様書⑧参照)

恩田運動公園陸上競技場

(1) 特記事項

(ア)第4種競技場公認施設

(イ)夜間照明あり(手動式)

(2) 施設特有の業務

恩田運動公園陸上競技場フィールド維持管理業務
(業務仕様書⑨参照)

恩田運動公園補助競技場

(1) 特記事項

夜間照明あり(手動式)

(2) 施設特有の業務

電気工作物点検保安業務(業務仕様書①参照)

電機工作物点検保安業務仕様書(業務仕様書①)

本仕様書は、俵田翁記念体育館、恩田運動公園野球場、恩田運動公園補助競技場に係る電気工作物の点検保安業務に適用する。

1 基本方針

電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規程、その他関係法令を遵守し、適正にその点検及び保守を行うこと。

2 業務範囲

- (1) 定例(毎月1回・隔月1回)及び臨時の点検保守
- (2) 異常発生時及び災害対策時の緊急臨時対応
- (3) 官公署及び電力会社等関係機関への手続

3 一般事項

- (1) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電して安全な状態で作業を行うものとし、停電時間及び停電時間帯については、各種利用に影響が最小限になるよう考慮し実施すること。やむを得ず活線状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うこと。
- (2) 停電予告等の関係方面への連絡は、十分余裕をもって行い、復旧後は完全に元の状態になっていることを確認すること。
- (3) 点検及び保守を実施する上で、必要な機器等の清掃及び後片づけに伴う周辺機器等の清掃を行うこと。
- (4) 電機工作物に事故その他の異常が発生した場合には、速やかに応急措置を施すこと。
- (5) 台風等風水害が予想される場合には、現地対応を行うこと。
- (6) 電気工作物の工事期間中にあつては、必要に応じて巡回、点検を行うこと。
- (7) 業務計画の作成及びその実施にあたっては、当該施設に係る他の業務等と十分調整した上で行うこと。

4 業務内容

- (1) 対象施設(関連設備を含む)
俵田翁記念体育館、恩田運動公園野球場、恩田運動公園補助競技場
- (2) 対象設備概要及び点検保守基準
①俵田翁記念体育館

年次点検(1回/年)

月次点検(1回/月)※年次点検月を行わないものとする。

受電設備の容量	675KVA
最大電力	365kW
受電電圧	6,600V
非常用発電機出力	98kW
非常用発電機電圧	220V

②恩田運動公園野球場

年次点検(1回/年)

月次点検(1回/月)※年次点検月を行わないものとする。

受電設備の容量	1,445KVA
最大電力	768kW
受電電圧	6,600V
非常用発電機出力	120kW
非常用発電機電圧	220V

③恩田運動公園補助競技場

年次点検(1回/年)

月次点検(1回/隔月)※年次点検月を行わないものとする。

受電設備の容量	87KVA
最大電力	66kW
受電電圧	6,600V

※上記施設の全電気工作物並びに全電気機材の点検、測定及び試験を行うものとする。

(3)臨時点検

電気事故が発生した場合、若しくは発生の恐れのある場合に、対象施設の全電気工作物及び全電気機材について実施すること。

5 業務体制

作業条件を遵守できる適正な要員体制をとること。

6 業務計画書の作成

業務計画書を作成し、事前に市に提出すること。

7 関係書類等の整備・保管

- (1)貸与された関係図面、図書類等は適正に保管すること。
- (2)支給された消耗品、予備品等は適正に保管すること。

8 業務履行報告

業務終了後は、報告書を作成し市に提出すること。また、施設維持管理上重要な内容についても、適宜市に対して報告を行うこと。

なお、指定管理者の変更の際は設備維持管理上必要な書類についても適切に引き継ぐものとする。

9 その他

この仕様書は大要を示すものであり、指定管理者は、仕様に明記されていない事項であっても市が業務に関連すると判断し、必要と認めたものについては市と協議の上、誠実に履行すること。

消防用設備等保守点検業務仕様書(業務仕様書②)

本仕様書は、俵田翁記念体育館、恩田運動公園野球場の消防用設備等の保守点検業務並びに俵田翁記念体育館及び恩田運動公園野球場の防火対象物点検の実施に適用する。

1 基本方針

消防法等関係法令を遵守し、適正に消防用設備等と防火対象物の保守・点検を行い、その報告書を作成して監督官庁へ提出すること。

2 業務範囲

(1) 消防用設備等の種類ごとの点検方法及び点検期間は、次のとおりとする。

- ① 消防用設備等の点検内容は、消防用設備等の種類に応じ消防庁告示第 14 号(昭和 50 年 10 月 16 日)に定める点検基準に基づき実施すること。
- ② 俵田翁記念体育館及び恩田運動公園野球場については、消防法(第 8 条の 2 の 2 関係)、同法施行令及び同法施行規則による防火対象物点検を実施すること。
- ③ 各点検の実施時期については、前年度と同時期に実施するものとする。

令和元年度点検実績

施設名	消防用設備等機器点検	防火対象物点検
俵田翁記念体育館	6 月、1 月(H29 実績)	
恩田運動公園野球場	6 月、1 月	3 月

(2) 監督官庁に対する報告書等資料作成等の諸手続き

3 業務計画書の作成

業務計画書を作成し、事前に市に提出すること。

4 関係書類等の設備・保管

- (1) 貸与された関係図面、図書類等は適正に保管すること。
- (2) 提出した各点検の報告書の写を保管すること。
- (3) 支給された消耗品、予備品等は適正に保管すること。

5 服務規定

- (1) 点検の実施に際しては、施設利用者の安全に十分注意し、施設の運営及び職員等のサービスに支障がないよう行うこと。
- (2) 消防用設備等に不備又は故障等で異常があった場合は、遅滞なく報告し整備機能に支障がないよう努めること。

6 業務履行報告

業務終了後は、定められた様式による報告書を作成し監督官庁に提出すること。また、施設維持管理上重要な内容についても、適宜市に対して報告を行うこと。

なお、指定管理者の変更の際は設備維持管理上必要な書類についても適切に引き継ぐものとする。

7 その他

この仕様書は大要を示すものであり、指定管理者は、仕様に明記されていない事項であっても市が業務に関連すると判断し、必要と認めたものについては市と協議の上、誠実に履行すること。

定期清掃業務仕様書(業務仕様書③)

本仕様書は、俵田翁記念体育館、恩田運動公園野球場の定期清掃業務に適用する。

1 実施方法

作業にあたっては、公共性を認識し、来館者あるいは、市の事務に支障のないよう注意すること。また、机や椅子等の軽易に移動できる物は移動させて実施すること。

2 年度計画の策定

実施日時については年度計画により事前に報告すること。

3 実施内容

アリーナ床等のフローリング材は専門業者による清掃を実施すること。

①俵田翁記念体育館

清掃箇所	実施事項	数量(m ²)	内訳
窓ガラス	洗剤洗浄	484	年 2 回
床(1階事務室)	ワックス仕上げ	52	
観覧席	・椅子拭き ・モルタル床清掃	2階観覧席	
アリーナ	ワックス仕上げ	1,681	
ステージ	ワックス仕上げ	440	

②恩田運動公園野球場

清掃箇所	実施事項	数量(m ²)	内訳	
窓ガラス	洗剤清掃(高所作業車使用)	639	年 2 回	
床	(1)シート床	ワックス仕上げ		627
	(2)タイルカーペット床	シャンプークリーニング		300
	(3)御影石床	洗浄		259
	(4)フローリング床	ワックス仕上げ		492
スタンド	使用前ベンチ水拭き	両ダッグアウト	年 1 回	

		観客席	
	使用後内外野スタンド片付け 清掃(ゴミ分別収集を含む)	内外野 スタンド	
トイレ	使用前後 2 階トイレ清掃	2 階トイレ	年 1 回

4 後片付け及び業務完了報告

業務終了後は、机や椅子等の移動した物は復旧させ、業務に使用した用具等は所定の位置に整理整頓すること。また、実施後は完了報告を行うこと。

5 その他

この仕様書は大要を示すものであり、指定管理者は、仕様に明記されていない事項であっても市が業務に関連すると判断し、必要と認めたものについては市と協議の上、誠実に履行すること。

機械警備業務仕様書(業務仕様書④)

本仕様書は、俵田翁記念体育館及び恩田運動公園野球場(本仕様書において以下、各施設と表記)に係る機械警備業務に適用する。

1 基本方針

各施設を安全に維持するため、適正に機械警備を行うこと。

2 業務範囲

- (1)防犯及び火災監視設備警報盤の異常感知に関すること。
- (2)事故発生時における施設の秩序保持、被害の拡大防止等に関すること。
- (3)緊急時における関係機関、関係者への連絡・報告に関すること。
- (4)警備実施事項の報告に関すること。
- (5)警報装置の保守に関すること。
- (6)その他警備に付随する事項について、協議のうえ定めた事項。

3 警備時間

4月1日～3月31日	21:00～翌8:00	恩田運動公園野球場
	22:00～翌8:00	俵田翁記念体育館

※ 12月29日～1月3日は8:00～翌8:00

その他上記以外で各施設が無人となり、警報装置を開始設定とした状態時。

4 警備方法 機械警備

下表は令和2年度実施状況

施設名	警報装置
俵田翁記念体育館	ALSOK ガードシステム
恩田運動公園野球場	セコムMXシステム

5 一般指示事項

- (1)警備期間中に警報装置が作動不良となった場合は、早急に交代警備対策を講ずるものとする。
- (2)警備装置の発報時には、警備業法及び公安委員会規則に規定する時間を限度とし、現場に急行すること。
- (3)警備本部は、警備期間中において常に警備の万全を図り、発報の重複時に速やかに対応できる体制を確保すること。

(4)円滑な業務運営を果たせるよう、警備員の教育を徹底すること。

(5)当該業務に従事している者は、その業務において知り得た情報を漏らしてはならない。また、その業務を退いた後も同様とする。

(6)業務遂行において、故意又は過失により市に損害を与えた場合、第三者に与えた損害を含め、その賠償の責めを負うものとする。

6 その他

この仕様書は大要を示すものであり、指定管理者は、仕様に明記されていない事項であっても市が業務に関連すると判断し、必要と認めたものについては市と協議の上、誠実に履行すること。

恩田運動公園野球場グラウンド管理業務に関する仕様書(業務仕様書⑤)

本仕様書は、恩田運動公園野球場グラウンドに係る管理業務に適用する。

1 基本方針

指定管理者は、大会等の競技運営に支障がなく、利用者が施設を安全かつ快適に利用できるよう適正に管理すると共に不具合を発見した場合は、速やかにその改善が図られるように対処すること。

2 作業項目

表-1 毎年実施する作業項目

仕様	管理項目	作業内容	回数
外野芝生部 A=8,542 m ²	日常管理	清掃、散水、除草	随時
	業務管理	芝刈り、スーパー掛け	16回
		転圧	2回
		エアレーション	2回
		目砂	1回
		除草剤散布	1回
		病虫害防除	2回
		施肥	4回
		散水(夏季)	1式
		内外野境界縁取り	3回
内外野境界段差解消	1回		
内野黒土部 A=4,888 m ²	日常管理	清掃、散水、除草、転圧、フラッシング、不陸整正 苦汁散布 0.3 kg/m ²	随時
	業務管理	全面掘返し(t=50~60mm)不陸整正、転圧、フラッシング 混合黒土の補充(鹿児島産 黒土 4:砂 6)	1回 24 m ²
セーフティーゾーン A=1,074 m ²	日常管理	清掃、散水、除草、転圧、フラッシング、不陸整正	随時

表-2 点滴システム維持作業項目

仕様	作業内容	回数
点滴システム	コンピュータシステム プログラムメンテ、機器作動チェック	2回
	ポリフィード 20 kg/袋	6袋

3 特記仕様

表-1に定める業務は野球場維持管理の専門的な知識・技能を必要とする為、本野球場グラウンド舗装を施工し、尚且つ継続して維持管理を行っている業者（以下、野球場維持管理業者）による管理を行うものとする。

※ 日常管理

主となる係員（グラウンドキーパー）は野球場維持管理業者に属し、野球場整備経験者でなければならない。なお、主となる係員は専任で配置されるものとする。

※ 点滴システム

表2に定める業務は、本施設の点滴システムの施工業者による維持管理とする。

4 業務履行報告

業務終了後は、報告書を作成し市に提出すること。また、施設維持管理上重要な内容についても、適宜市に対して報告を行うこと。

なお、指定管理者の変更の際は設備維持管理上必要な書類についても適切に引き継ぐものとする。

5 その他

野球場維持管理業者は、点滴システム施工業者と情報交換など適宜連携をとり適切な維持管理に努めることとする。

この仕様書は大要を示すものであり、指定管理者は、仕様に明記されていない事項であっても市が業務に関連すると判断し、必要と認めたものについては市と協議の上、誠実に履行すること。

恩田運動公園野球場場内放送／ITV 設備保守点検業務仕様書(業務仕様書⑥)

本仕様書は、恩田運動公園野球場場内放送／ITV 設備に係る保守点検業務に適用する。

1 基本方針

場内放送／ITV 設備の機能を安全に維持するため、適正にその保守及び点検を行うこと。

2 業務範囲

- (1)総合点検(年2回)及び臨時の保守点検
- (2)異常発生時の緊急臨時対応

3 対象設備概要及び保守点検基準

場内放送／ITV 設備		
1 場内放送設備	外観点検	端子部の点検
		コネクタの点検
		聴感点検
		内部配線及び部品の点検
		周波数特性点検
		内外部の清掃
	機能点検	パワーアンプ出力点検
		ワイヤレス設備動作点検
		各スピーカ動作点検
		メインスピーカ防滴処理
		操作スイッチ機能点検
		表示灯機能点検
		制御機能点検
		入出力回路点検・調整
2 監視カメラ設備	外観点検	端子部の点検
		コネクタの点検
		内部配線及び部品の点検
		内外部の清掃
	機能点検	表示灯機能点検
		入出力回路点検・調整
		操作スイッチ機能点検
		モニターレンズ点検

		カメラコントローラ点検
		カメラレンズ点検・清掃
3 インターホン 設備	外観点検	端子部の点検
		コネクタの点検
		内部配線及び部品の点検
		内外部の清掃
	機能点検	各インターホン通話点検
		身障者呼出設備動作点検
4 総合動作	機能点検	総合動作機能点検
5 その他		軽微な部品交換等については指定管理者対応

4 年度計画の策定

実施日時については年度計画により事前に報告すること。業務計画の実施にあたっては、当該施設に係る利用及び他の業務等と十分調整した上で行うこと。

5 関係書類等の整備・保管

- (1) 貸与された関係図面、図書類等は適正に保管すること。
- (2) 支給された消耗品、予備品等は適正に保管すること。

6 業務履行報告

業務終了後は、報告書を作成し市に提出すること。また、施設維持管理上重要な内容についても、適宜市に対して報告を行うこと。
なお、指定管理者の変更の際は設備維持管理上必要な書類についても適切に引き継ぐものとする。

7 その他

この仕様書は大要を示すものであり、指定管理者は、仕様に明記されていない事項であっても市が業務に関連すると判断し、必要と認めたものについては市と協議の上、誠実に履行すること。

恩田運動公園野球場スコアボード保守点検業務委託仕様書(業務仕様書⑦)

本仕様書は、恩田運動公園野球場スコアボードに係る保守点検業務に適用する。

1 基本方針

スコアボード設備の機能を安全に維持するため、適正にその保守及び点検を行うこと。

2 業務範囲

- (1)総合点検(年1回)及び臨時の保守点検
- (2)異常発生時の緊急臨時対応

3 対象設備概要及び保守点検基準

磁気反転式スコアボード	
1 外観・構造点検	各部品の損傷亀裂
	配線・ハンダ付箇所の確認
	各コネクタの接続状態確認
	表ガラス破損確認
	内部清掃
2 機能点検	各接続端子の増締
	反転素子動作確認
	各表示灯の点灯確認
	操作卓の各スイッチ操作確認
	操作卓記憶動作確認
3 電気特性	入力電圧測定(各相間電圧)
	反転素子制御信号電圧測定
4 その他	軽微な保守については指定管理者で対応する

4 年度計画の策定

実施日時については年度計画により事前に報告すること。
業務計画の実施にあたっては、当該施設に係る利用及び他の業務等と十分調整した上で行うこと。

5 関係書類等の整備・保管

- (1)貸与された関係図面、図書類等は適正に保管すること。
- (2)支給された消耗品、予備品等は適正に保管すること。

6 業務履行報告

業務終了後は、報告書を作成し市に提出すること。また、施設維持管理上重

要な内容についても、適宜市に対して報告を行うこと。

なお、指定管理者の変更の際は設備維持管理上必要な書類についても適切に引き継ぐものとする。

恩田運動公園野球場ナイター照明制御設備保守点検業務仕様書(業務仕様書⑧)

本仕様書は、恩田運動公園野球場ナイター照明制御設備に係る保守点検業務に適用する。

1 基本方針

ナイター照明制御設備の機能を安全に維持するため、適正にその保守及び点検を行うこと。

2 業務範囲

- (1)総合点検(年1回)及び臨時の保守点検
- (2)異常発生時の緊急臨時対応

3 対象設備概要及び保守点検基準

ナイター照明制御設備		
主操作部	外観点検	端子部の点検
		コネクターの点検
		ハンダ付部の点検
		内部配線及び部品の点検
		内外部の清掃
	機能点検	操作スイッチ機能点検
		表示灯機能点検
		制御プログラム記憶機能点検
制御、監視アドレス機能点検		
グラフィックパネル	外観点検	端子部の点検
		コネクターの点検
		内外部の清掃
	機能点検	表示灯機能点検
	電源点検	入出力電圧の測定及び電源装置の点検
		入出力信号電圧の測定
パターンスイッチ	外観点検	端子部の点検
		内外部の清掃
	機能点検	表示灯機能点検
その他		軽微な部品交換等については委託者対応

4 年度計画の策定

実施日時については年度計画により事前に報告すること。業務計画の実施にあたっては、当該施設に係る利用及び他の業務等と十分調整した上で行うこと。

5 関係書類等の整備・保管

(1) 貸与された関係図面、図書類等は適正に保管すること。

(2) 支給された消耗品、予備品等は適正に保管すること。

6 業務履行報告

業務終了後は、報告書を作成し市に提出すること。また、施設維持管理上重要な内容についても、適宜市に対して報告を行うこと。

なお、指定管理者の変更の際は設備維持管理上必要な書類についても適切に引き継ぐものとする。

7 その他

この仕様書は大要を示すものであり、指定管理者は、仕様に明記されていない事項であっても市が業務に関連すると判断し、必要と認めたものについては市と協議の上、誠実に履行すること。

恩田運動公園陸上競技場フィールド維持管理業務仕様書(業務仕様書⑨)

本仕様書は、恩田運動公園陸上競技場に係るフィールド維持管理業務に適用する。

1 基本方針

陸上競技場の機能を安全且つ良好に維持するため、適正に専門業者による管理技術指導を受け、4種公認競技場としてのフィールド維持管理を行うこと。

2 業務範囲

- (1)陸上競技場フィールド全てに係るフィールド維持管理 年1回
- (2)異常発生時の緊急臨時対応
- (3)公認検定に関する諸業務
(現在公認期間 令和4年6月まで)

3 対象設備概要及び管理技術指導基準

1 トラック A=4,566m ²	管理技術指導 年1回 2日間	不陸修正 年1回
		勾配修正 年1回
		側溝排水改良 年1回
2 助走路 A=1,043m ²		技術者派遣、現状分析・工法決定 管理技術指導 年1回
3 インフィールド A=8,871m ²		除草、転圧及び小石除去、苦汁散布、ブラッシング
4 その他	軽微な補修については指定管理者で対応する	

4 年度計画の策定

実施日時については年度計画により事前に報告すること。業務計画の実施にあたっては、当該施設に係る利用及び他の業務等と十分調整した上で行うこと。

5 関係書類等の整備・保管

- (1)貸与された関係図面、図書類等は適正に保管すること。
- (2)支給された消耗品、予備品等は適正に保管すること。

6 業務履行報告

業務終了後は、報告書を作成し市に提出すること。また、施設維持管理上重要な内容についても、適宜市に対して報告を行うこと。

なお、指定管理者の変更の際は設備維持管理上必要な書類についても適切に引き継ぐものとする。

7 その他

この仕様書は大要を示すものであり、指定管理者は、仕様に明記されていない事項であっても市が業務に関連すると判断し、必要と認めたものについては市と協議の上、誠実に履行すること。

第2 都市公園関係

この仕様書は、恩田運動公園(体育施設を除く部分及びその周辺)の管理について、指定管理者が行う業務の内容及びその履行方法等について定める。

1 管理業務基本方針

公園の管理にあたっては、次の基本方針に沿って行うこと

- (1) 公の施設であることを念頭に置き、市民の福祉の増進に努め、市民の平等な利用に供するよう管理を行うこと。
- (2) 指定管理に関して取得した利用者等の個人情報、宇部市個人情報保護条例及び同条施行規則を遵守すること。
- (3) 当公園は、一次避難場所に指定されており、災害時には、市民が迅速に避難できるよう努めること。
また、事故、災害等の発生時に、迅速かつ的確な情報伝達及び対応ができる体制を確立すること。万一、事故が発生した場合には、被害者の救済、保護などの応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。
- (4) 維持管理業務に関しては、利用者等に対し安全対策を講じること。
- (5) 公園の管理運営や自主事業の実施にあたり、地元自治会その他関連する団体、組織、ボランティア団体等との良好な関係を維持するとともに、必要に応じ市民との協働や地域との連携を図ること。
- (6) 宇部市都市公園条例に規定する禁止行為等が許可なく行われている場合は、注意、指導を行うこと。
- (7) 公園施設の利用方法で、不相当と認められるものについては、適正な利用方法を指導すること。

2 業務内容

指定公園の利用に係る料金の徴収に関すること

- (1) 施設の利用料金の額は、都市公園条例第10条の2の規定によるものとする。
- (2) 申請者に都市公園行為(変更)許可書を交付し、利用料金を速やかに徴収する。

指定公園の維持管理に関すること

(1) 清掃等業務

園路、広場、植栽など全域を対象とし、落ち葉、花がら、ゴミ、空き缶、クズカゴ、吸いがらなど取りこぼしのないよう収集し、適正に処分する。また、利用者には不快感を与えない

よう常にきれいな状態を保持できるように人員を配置すること。

(2) 樹木剪定等業務

① 芝生・草地管理

- (ア) 芝刈り、草刈りは、それぞれの区域に応じて適宜行い、利用者に支障のない状態を保持する。
- (イ) 施肥、目土、散水、エアレーション等の作業は、必要に応じ行う。
- (ウ) 花壇の管理は、灌水、花がら摘み、施肥、病害虫防除と予防及び除草を行う。

② 樹木管理

- (ア) 歩行者等の通行の支障となる枝葉について、軽剪定を行う。
- (イ) 花木は園内景観の形成において重要であり、樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣、寄せ植えについては、その設置目的に応じて剪定を行う。

(3) 公園便所清掃業務

- (ア) 除塵をし、水拭きを行う。
- (イ) 便所内及び周辺のごみを分別し、回収する。
- (ウ) クモの巣等、天井・壁の除塵をする。
- (エ) 手洗い及び水栓については、スポンジ等で適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオル等で拭く。
- (オ) 衛生陶器については、適正洗剤を用いて洗浄し拭く。
- (カ) つまりがあれば、解消する。
- (キ) 衛生消耗品(トイレットペーパー)を補充する。
- (ク) 週4回以上の日常清掃を行うものとする。

(4) 公園施設の日常点検業務

①巡回点検

- (ア) 毎日1回以上、園内の巡回を行い、適切に公園利用されているか、公園施設が著しく破損していないか確認する。

②遊具点検

- (ア) 週1回以上の日常点検等を行い、常に安全に使用できる状態を保持すること。
- (イ) 遊具の点検に関しては「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する基準(案)」(社団法人日本施設業協会)に基づき業務を実施する。なお、指針、基準等が改正された場合には、その時点における最新版に基づき業務を実施する。

③ 照明施設の点検

- (ア) 月1回以上の照明施設の点検を行う。特に支柱部の根元部の腐食について、点検を行うとともに、球切れがあった場合は速やかに交換する。

公園に係る都市公園条例第3条第1項及び第3項の許可に関すること

- (1) 都市公園内行為(変更)許可申請書の受付開始日は、利用日の6ヶ月前とする。

- (2) 上記に係わらず、公益上その他必要と認める場合は、受付の開始期日を繰り上げることができる。
- (3) 利用申請は、都市公園内行為(変更)許可申請書を指定管理者が申請者から受付する。
- (4) 申請受付後、指定管理者は申請者に都市公園内行為(変更)許可書を交付する。
- (5) 利用者が(6)の各号を遵守しない場合は、利用の許可を取り消すことができる。
- (6) 利用者に次に掲げる事項を守らせること。
 - ① 駐車場での交通安全確保を行うこと。
 - ② 所定の場所以外での喫煙をしないこと。
 - ③ 許可を受けずに火気を使用しないこと。
 - ④ 許可を受けずに各種展示、貼り紙、釘打ち等をしないこと。
 - ⑤ 許可を受けた設備器具以外のものを使用しないこと。
 - ⑥ 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物を携帯しないこと。
 - ⑦ 施設利用により生じたゴミは、使用者が責任を持って持ち帰ること。
 - ⑧ 使用開始前に担当係員との打合せを十分に行うこと。
 - ⑨ その他係員の指示すること。

その他公園の管理及び運営に関する事務のうち市長の専属的権限に属するものを除く業務